

## 放送法及び電波法の一部を改正する法律案

[議事録 1/5]

- ・NHK インターネット活用業務に対する見解
- ・NHK 法令遵守状況と国会関与の在り方に関する見解

## ○吉川沙織君

民主党の吉川沙織でございます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の放送法及び電波法の一部を改正する法律案では、改正の最も大きな柱の一つがNHKによるインターネット活用業務の拡大です。ここから質問を始め、NHKと放送法、公共放送の在り方というところで質問をさせていただきます。



このインターネット活用業務の拡大については、昨年8月の放送政策に関する調査研究会第一次取りまとめでは、次のような議論でした。オリンピック等については、テレビでは放送されていない競技をライブ配信することは、「オリンピックについては問題ないが、それ以外の同様の業務実施については、明らかになった時点で検証が必要。」としています。また、NHK主催のライブイベントのネット中継等の業務ツールとしてのインターネット活用については、範囲や趣旨の明確化が必要であり、その上で個別判断すべきで、業務ツールであることのみをもっては認められないなど、必ずしもNHKに対してインターネット業務の全面的な解禁を求めたものではありません。

ところが、今回提出されている法案を拝見いたしますと、NHKの作ったコンテンツであれば、放送しようとしても、全てインターネットで提供することができ、唯一テレビ放送の全ての番組を放送と同時に提供することが禁止されているだけです。したがって、極論すれば、1分のミニ番組だけを提供せず、残りの23時間59分は同じ番組を同時にインターネットで提供することが、極論ではございますが、可能になります。

今後のインターネット業務に対する歯止めは、法律そのものではなく、NHK自らが定める実施基準と、総務大臣が改正後の放送法第二十条第九項及び第十項の各号に基づき定める認可基準に委ねられることになります。しかし、この改正後の放送法第二十条第十項の規定、拝見いたしますと、極めて抽象的な表現とな

っており、実際には同条第九項第四号に基づき作成される総務省令により歯止めを掛けるというものであり、法律レベルから極めて遠いところでの判断に懸かることになろうかと思えます。

これまで、NHK の実施できる業務というものは放送法に明確に規定されており、その変更にはこのような形で国会での法改正が必要でした。しかし、今後のインターネット活用業務の拡大については、法改正することなくそれが可能となります。



しかし、3 月もたくさんの議論がありました。1 月 25 日以降、たくさんの議論がこの国会の場でも行われました。言動により混乱を生じさせてしまった NHK 会長、そして経営委員会、NHK 執行部の実情を考えると、今このような改正をすることが国民感情に合致するのかわかるところは議論があるところだと思います。

ICT 分野における環境変化の速さを勘案しつつも、省令以下へ委任するのであれば、認可基準、実施基準の制定、見直しに当たっては、関係者はもちろんのこと、広く国民・視聴者から意見を聴取するとともに、NHK の業務内容の詳細を毎年度の予算や事業計画において明示することが必要だと思います。

つまり、今後、NHK がインターネット業務を拡大するに当たって、NHK の予算それから事業計画の承認に委ねることによって国民・視聴者の代表である我々国会が NHK の業務をしっかりとチェックしていく必要があると考えますが、この見解に対する NHK 会長の所見を伺います。

### ○参考人(靱井勝人君)

お答えします。

今回の放送法改正の趣旨は、近年のメディア状況の変化を踏まえ、NHK のインターネット活用業務を拡大するものと承知しております。同時再送信につきましては、欧州の公共放送では既に実施されております。インターネット活用が進むことは時代の流れと認識いたしております。



一方、著作権処理や配信コストなど様々な課題があることも認識しております。そういうわけで、我々としては、視聴者・国民のニーズを踏まえてしっかりと検討していきたいというふうに思っています。NHK は、あくまで視聴者・国民のニーズ、社会の変化に合わせて公共放送としての使命を果たす考えであります。

## ○吉川沙織君

公共放送としての使命を果たしていただけるという答弁を会長御自身からいただきました。

でも、今までは、第二十条において、NHK の本来業務とそれから任意業務に分けて書かれていました。でも、これからは法定事項ではなくて、省令以下に委任されるということになります。国会のチェックがもしかしたら及びにくくなるかもしれない、そういった形で今の NHK の実情を鑑みたときに、NHK 会長として、このインターネット業務の拡大、国民・視聴者の負託に応えられるような形でやっていただきたいということなんですが、いかがでしょうか。

## ○参考人(靱井勝人君)

先ほども申しましたように、インターネットを利用した同時再送信というのは時代の流れで、我々としては、これをじっと見て世界に遅れるわけにはいかないというところで、やはり、何といいましょうか、前向きにいろいろなことを開発していかなければいけないというふうに思っております。

今も申しましたが、ただ、様々な問題がまだ未解決で残っております。こういうことはいろいろ今から検討しながら解決してまいります。そして、やはり我々は NHK でございますから、国民の皆様あるいは視聴者の皆様に対して誠心誠意、公共放送としての責務を果たしていく所存でございます。

## ○吉川沙織君

なぜこのような指摘を申し上げたか。NHK のトップリーダーであられます会長が、就任の 1 月 25 日からこれまでの言動等により NHK に対する国民からの信頼を大きく揺るがしかねないような状況が生まれたのは、視聴者からの反響の数からしても明らかです。過去の不祥事を契機に強化された NHK 経営委員会もほとんど機能していない状況で、NHK の業務を法律レベルから省令以下のレベルに下ろすということは、やはり国民・視聴者の視点から見れば合致するものではないという、こういう見解に立ったからです。



これまで NHK に関しましては、2 月 19 日のこの場での議論以降、何度か質問に立たせていただきました。しかし、内容としては、会長御自身の就任会見の御発言の内容、そしてそこから波及した様々な問題に時間を取られてしまい、公共放送に対する会長御自身の見解、考え方について質問をほとんど行うことができませんでした。ですので、今日は NHK 予算成立後の具体的事例に沿って問うていきたいと思います。

まず、すったもんだで3月28日、この参議院総務委員会で何とか予算案は委員会で可決をし、3月31日、参議院本会議はNHK予算のためだけに本会議立てをして何とか成立をしました。その翌日のことでございます。入局式での会長の講話、文字数にしてみますと約7,000字程度にも及び、長時間にわたり話しておられ、その内容もネットなどを通じて世間に広まり、評判となりました。確かに大変素晴らしいこととお述べています。ただ、若干脱線ぎみの発言もあるやに見受けられます。NHKが公式に公表している講話の要旨では、会長の軽口風の発言部分は全て省略されています。

ところが、会長は、講話の内容を外部に知らせた人を捜しているとも言われています。241名もの新入職員がいて、それもこれからメディアに携わる方々であり、会長の立派な講話を細大漏らさず記録にとどめようとされた方がいらっしゃってもおかしくありません。



会長は、講話の中で、視聴者・国民の皆様からの信頼に常に応えていく必要があるわけでございます、同時に、NHKへの期待と信頼の大きさゆえに、公共放送に対する人々の視線は大変厳しいということも認識していただきたいというふうに思うわけでございますとお述べてになっておられます。

会長就任後、4月の19日の土曜日、初めて視聴者と語る会が佐賀で開かれました。その議事録が先週ようやく公表されましたので拝読いたしました。会長御自身の発言に端を発する様々な視聴者からの切なる意見が届いています。そういうことだと思います。

さらに、講話の中で、会長が就任会見で行った不適切な発言について、発言の直後に取消しを求めましたが、それを聞き入れてもらえず報道されてしまいましたとお話しになられています。公職にある方が公的な場所で不規則な発言をされておいて、それを聞き入れてもらえずというのは、取材側にも幾ばくかの悪意があるかのごとお話しされているのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。

ただ、講話の中では、皆さん、これからNHKで働く中で私が是非お願いしたいこと、大事にしていきたい基本姿勢について話をさせていただきたいと思います。それは、公共放送NHKの原点を常に大切にし、その原点に常に帰りながら我々が行動するということであります。NHKの公共性を理解すること、これがNHKに入局された皆さんにまず学んでほしいことであります。そして、私が今日お願いしたいのは、放送法第一条から第四条、それから第十五条、ここだけは念仏のように読んでいただきたいというふうに思います。素晴らしい御発言だと思います。



しかし、脱線ぎみの御発言もごさいます。このほか、どうやったら会長を辞めさせるとかそういうことも書いてありますが、そのところはどうでもよいと思いますのでと述べておられますが、放送法は、第一条から第十四条までが放送事業者全般に関するものであり、第十五条から第八十七条までの第三章が日本放送協会についての規定であるため、特にNHKに入局された新入職員の方は第十五条から第八十七条までをよく読んだ方が私はよろしいのではないかと考えています。どうして会長が今選任をされて、誰が会長を始め NHK を監督し、理事はなぜ日付のない辞表を事前に書かされてしまったのかということは、放送法第三章を熟読すればよく分かると思います。



そして、この国会に関しての発言、拝見いたしました。

私は、国会に2か月通いずくめました。48日間のワーキングデーの中の24日間は国会に行きました。そして、皆さん、多分テレビで御覧になった方は分かるでしょうけど、本当に厳しい状況の中で、でもやっぱりNHKのためになるんだという気持ちはいつときも忘れませんでした。これが私を忍耐強く守ってくれた大きなポイントであります。絶対に今辞めてなるものかと。初日で呼ばれてけなされて、そこで辞めたら私はNHKに対して迷惑だけ掛けて何もしないということになるわけです。私は絶対にNHKのためになるんだと、これが本当に大きな私のモチベーションでしたとお述べてになっておられます。

ただ、これはちょっと見解の相違があるのではないかと考えています。会長が頑張って24日間国会で答弁されたからではなく、本来、何もなければNHKの予算案は衆議院の総務委員会、参議院の総務委員会、1日ずつの計2日国会にお越しになればいいからであります。

このような発言を拝見するにつけ、会長は、1月25日の就任以来、御自身が引き起こした混乱を反省、本当にされているのか疑問であり、最近の記者会見の発言ぶりを拝見しても、就任会見時と逆に一貫性があるようなものも見受けられます。

国会は、行政はもとより、NHKの予算や経営委員の任命についての同意だけでなく、NHK自身が法令を遵守し、国民・視聴者の負託に応えておられるかについてチェックしていくことも重要な役割です。

今後とも、会長や経営委員会のされていることに疑義があれば機会を見てただしていきたいと思いますが、まず、この見解に対する会長の御感想を伺います。

### ○参考人(靱井勝人君)

いろいろ今申していただきましたが、まず、新入職員のところの私のコメントについては、それは今でも変わっておりませんし、入局初日の新入職員に、今委員が御指摘されたように、全部を読めというものは、これは

やっぱり余りにも酷であるし、私としては、エッセンスは何かというと、やはり公共放送というのが何かと。これは、私ここに、随分と国会に呼ばれてまいていろいろお話をさせていただける中で、それはやっぱり本当に親身に私はそう思ったから、そしてこれは三つ子の魂ということではないですが、やはり新入職員として入局した人たちに、いわゆる公共放送というのは何かと、そういう意味で、一条から四条、十五条、まずこれだと新入局員といえども読めば暗記できるぐらいのものでございます。したがって私はそう申しただけでございます。

その後に行ったことは、委員は多分議事録を、議事録じゃない、議事録には書いてないんですが、どこからそういうことをお聞きになったか知りませんが、私が申し上げたのは事実でございます。ただ、最初から、これはお話ですから、皆緊張している中でやはり冗談も言わなきゃいけないわけです。こういうことを言うとあれですけども、私は空気を和らげるためにそういうことを申しましたが、そのときに大事なはそのことではなくて、やはり一条から四条、十五条という意味で申し上げたわけでございます。



ですから、議事録を見られたら、その冗談の部分というのははしょってあるわけで、これは私が都合が悪いからはしょったわけではないんです。議事録というものは、書き物にはそのトーンが出てこないんです、字面しか出てこないんです。したがって、みんなが笑ったとか、そういうことも分からないわけです。それを是非御理解いただければと思います。

私は、天地神明に懸けて、新入局員には公共放送というものが何かということを知ってほしかったわけでございます。

続きの議事録(2/5)は、[こちら](#)です。